

(仮称) 松阪飯南ウィンドファーム発電所に係る
環境影響評価方法書についての
意見の概要と事業者の見解

平成 28 年 11 月

合同会社松阪飯南ウィンドファーム

本書は、「環境影響評価法」（平成9年法律第81号）第9条の規定により作成したものである。

目 次

第1章 環境影響評価方法書の公告及び縦覧	1
1. 環境影響評価方法書の公告及び縦覧	1
(1) 公告の日	1
(2) 公告の方法	1
(3) 縦覧場所	1
(4) 縦覧期間	1
(5) 意見書の受付	2
2. 環境影響評価方法書についての説明会の開催	3
(1) 公告の日及び公告方法	3
(2) 開催日時、開催場所及び来場者数	3
3. 環境影響評価方法書についての意見の把握	3
(1) 意見書の提出期間	3
(2) 意見書の提出方法	3
(3) 意見書の提出状況	3
第2章 環境影響評価方法書について提出された環境の保全の見地からの意見の概要と これに対する事業者の見解	4

第1章 環境影響評価方法書の公告及び縦覧

1. 環境影響評価方法書の公告及び縦覧

「環境影響評価法」第7条の規定に基づき、当社は環境の保全の見地からの意見を求めるため、方法書を作成した旨及びその他事項を公告し、方法書及び要約書を公告の日から起算して1月間縦覧に供するとともに、インターネットの利用の方法により公表を行った。

(1) 公告の日

平成28年9月12日（月）

(2) 公告の方法

① 官報における公告事項の掲載

官報（平成28年9月12日（月）付）（別紙1参照）

※平成28年9月21日（水）、9月23日（金）に開催する説明会についての公告を含む。

② ホームページにおける公表

平成28年9月12日（月）から下記のウェブサイト「お知らせ」を掲載した。

- ・三重県のウェブサイト（別紙2-1参照）
- ・松阪市のウェブサイト（別紙2-2参照）
- ・リニューアブル・ジャパン株式会社 ウェブサイト（別紙2-3参照）

(3) 縦覧場所

縦覧場所は、関係地方公共団体の協力が得られた下記の12箇所において縦覧に供するとともに、ホームページにおいてインターネットの利用による公表を行った。

① 関係地方公共団体における縦覧

- ・三重県庁環境生活部地球温暖化対策課
- ・三重県情報公開・個人情報総合窓口
- ・三重県立図書館
- ・三重県松阪地域防災総合事務所環境室
- ・松阪市役所総務部総務課文書・情報公開係
- ・松阪市大河内地区市民センター
- ・松阪市大石地区市民センター
- ・松阪市宇気郷地区市民センター
- ・松阪市飯南地域振興局地域住民課
- ・松阪市飯南地域振興局柿野出張所
- ・松阪市嬉野地域振興局地域住民課
- ・松阪市嬉野地域振興局宇気郷出張所

② ホームページにおける公表

リニューアブル・ジャパン株式会社 ウェブサイト

<http://www.rn-j.com/miwfpj>

(4) 縦覧期間

① 関係地方公共団体における縦覧

縦覧期間は、平成28年9月12日（月）から平成28年10月11日（火）までとし、

（土曜日、日曜日、休日及び閉庁日、県立図書館は休館日を除く。）

縦覧時間は、平日の午前9時から正午、午後1時から午後5時までとした。

（県立図書館は開館時間に準ずる）

② ホームページにおける公表

公表期間は、平成28年9月12日（月）から平成28年10月25日（火）までとし、インターネットを利用した公表は終日アクセスが可能な状況とした。

なお、公表期間中におけるウェブサイトへのアクセス件数は446回であった。

(5) 意見書の受付

意見書の受付は、地域事業所への書面の郵送の受付とした。受付期間は、平成28年10月25日（火）までの期間とした。

2. 環境影響評価方法書についての説明会の開催

「環境影響評価法」第7条の2の規定に基づき、方法書の記載事項を周知するための説明会を開催した。

(1) 公告の日及び公告方法

説明会の開催の公告は、環境影響評価方法書の縦覧等に関する公告（お知らせ）（別紙1参照）と同時に行った。

併せて、地域の日刊紙に住民説明会の開催に関するお知らせ（別紙3参照）を広告し、さらに地域のケーブルテレビ放送においてスポットCMを利用したお知らせを30回放映した。

(2) 開催日時、開催場所及び来場者数

説明会の開催日時、開催場所及び来場者数は以下のとおりである。

開催日	開催時間	会場	来場者数
9月21日(水)	19:30 ～21:00	松阪市飯南産業文化センター (松阪市飯南町横野848番地)	20人
9月23日(金)	19:30 ～20:51	松阪市農業屋コミュニティ文化センター (松阪市川井町690番地)	9人

3. 環境影響評価方法書についての意見の把握

「環境影響評価法」第8条第1項の規定に基づき、環境の保全の見地から意見を有する者の意見の提出を受け付けた。

(1) 意見書の提出期間

平成28年9月12日（月）から平成28年10月11日（火）までの縦覧期間及びその後の2週間とし、郵送受付は当日消印有効とした。

(2) 意見書の提出方法

環境保全の見地からの意見については、リニューアブル・ジャパン株式会社 松阪事務所への書面の郵送により受け付けた。（別紙4参照）

(3) 意見書の提出状況

意見書の提出は2通、意見総数は35件であった。

第2章 環境影響評価方法書について提出された環境の保全の見地からの意見の概要とこれに対する事業者の見解

「環境影響評価法」第8条第1項の規定に基づいて、当社に対して意見書の提出により述べられた環境の保全の見地からの意見は、35件であった。

「環境影響評価法」第9条及び「電気事業法」第46条の6第1項の規定に基づく、方法書についての意見の概要並びにこれに対する当社の見解は、第2-1表のとおりである。

第2-1表(1) 方法書について述べられた意見の概要と事業者の見解

No.	意見の概要	事業者の見解
1	<p>(3)22行目) 放置されている間伐材を山から搬出することが可能となり…。</p> <p>(257)19行目) 林道及び事業区域への立ち入り制限をします。</p> <p>⇒上記の整合性は？</p> <p>⇒土地の底地は？登記は？事業者？</p> <p>事業区域付近の間伐材を搬出するには、当然管理道路を利用することになる。一方で、立ち入りを制限するという事は、自由に入れられないということですね。</p> <p>○事業区域山麓には私有林が多く存在し、飯南町深野地区は、過去からの度重なる土砂災害リスクを避けるため、林道開設は行われていません。仮に白猪山から西へ尾根伝いに管理道路が形成されたとしても、間伐材を搬出する為に態々山頂付近まで木を運ぶことは考えられない為、結局白猪山山麓の多くの私有林の間伐材搬出には何の意味もない管理道路です。よって、あたかも放置されている間伐材を山から搬出出来るかの文言は、削除されたい。見解は？</p>	<p>本事業の実施に伴って設置する計画の事業用取付道路は、事業者にて管理します。事業用アクセス道路の入口及び風車等メンテナンス用道路の出入口には施錠付のゲートを設置する予定です。</p> <p>地元の林業関係者及びその他の方々（以下、地元関係者と称す。）が利用する際には、事前に道路利用申請を事業者へ提出していただいた後、施錠を開放して地元林業の活性化に資する利用をお願いしたいと考えております。</p> <p>事業用取付道路を計画している場所は、現在市有地又は私有地であり、これらの土地の所有者と調整し発電所管理用道路として利用させていただきたいと考えています。その場合、事業者にて管理する道路となりますので、公共道路とは違い自由往来ではなく、事業者の安全管理の下、地元関係者にご利用いただく事が前提と考えております。</p> <p>林野庁では、搬出間伐を推進し、森林施業のコスト低減を図るためには、先進林業機械などを取り入れた生産性の高い作業システムの導入が必要であってその普及が課題としており、新たに生産性の高い作業システムを導入することにより、コストの低減等を図る取組を支援しています。</p> <p>http://www.rinya.maff.go.jp/j/kanbatu/kanbatu/hojyogigyousagyoussystem_dounyushien.html</p> <p>愛知県では、急傾斜地や風化花崗岩地を対象に、限られた作業用道路でのタワーヤーダシステムによる間伐材の引上げ作業の実証と効率化の検証を行っており、更なる作業習得により効果的な方法の一つとなる旨の報告がされています。</p> <p>http://www.rinya.maff.go.jp/j/kanbatu/kanbatu/hojyogigyousagyoussystem/h23-5shousai.pdf</p> <p>愛知県に限らず他の地域でも、このような新たなシステムによる低コストで生産性の高い間伐材の引上げが検討されています。</p> <p>本計画では事業用管理道路にこれらのシステムを搬入していただき、地元の林業活性化に役立てていただきたいと思います。</p>

第2-1表(2) 方法書について述べられた意見の概要と事業者の見解

No.	意見の概要	事業者の見解
2	<p>(17)27行目) 対象事業実施区域の周辺10kmの範囲に、稼働している既存の風力発電設備はない。 ⇒確かに現在10km県内に稼働している風力発電はないが、白猪山西側に他事業者による計画があり、文言の訂正をしていただきたい。又、双方の事業は個別ではなく連続するものと捉え、特に災害、低周波に関して十分なシュミレーションを行っていただきたい。</p>	<p>計画されている発電所に関しては、同ページにご指摘の他事業者の発電所計画について記載しています。</p> <p>他事業者が計画している風力発電設備等のうち、本事業に累積的な環境影響が懸念されるものに関しては、経済産業大臣意見、三重県知事意見及び松阪市長意見として調査を行うよう指摘されていますので、今後、調査、予測及び環境保全措置の検討、評価を準備書の手続きにて実施する予定です。</p> <p>また、土砂災害に関しては、松阪市の環境審議会にても検討をされるとの話を松阪市より伺っており、事業の計画熟度の進捗に合わせて審議をいただくこととなるものと推察しています。</p>
3	<p>(39)7行目)原則として建設残土は外部に搬出し…。(263)10行目)残土は全て外部へ搬出します。 上記の整合性は？9月21日、23日行われた方法書説明会のおり、全て搬出でよいか？また、その場合(39)7行目を全ての残土は外部に搬出し…に訂正していただきたい。</p>	<p>建設残土については、再利用できないものについては、原則外部に搬出し、対象事業実施区域の範囲に残さない計画としています。事業計画の熟度の進捗に合わせてより適切な記載とします。</p>
4	<p>(39)13行目)切土、掘削の計画土量が約42万㎡、盛土工事が約10万㎡、建設発生土(残土)が約32万㎡ ⇒配慮書では、掘削約10万㎡、盛土約1万㎡、建設発生土が約9万㎡と、それぞれ4.2倍、10倍、3.6倍と膨大な数量になっている。 おそらく進入路を変更した為であろうと推測されるが、森林伐採や半端ない山の掘削を環境破壊とせずして何を言うのか。 これら配慮書からの数量の変更を各機関にどう説明し、どういう見解をされるのか結果をお教えいただきたい。</p>	<p>配慮書についての行政庁の審議及び意見をもとに、方法書での風力発電計画は、</p> <p>①景観に配慮し、風車の位置を変更 ②風車等メンテナンス用道路、事業用地アクセス道路の変更</p> <p>を行っており、それに伴い改変面積及び掘削、盛土の計画量を変更しています。改変面積に関しては、方法書記載事項を各審議会にて説明する予定です。また、法面などは、県担当部局の指導を得て植栽工事を行い緑化に努めます。</p> <p>環境への影響評価に関しては、本方法書にて調査、予測及び評価の手法を説明し、各審議会からのコメントを反映して調査、予測及び評価を実施し、準備書の手続き段階にてさらに審議をしていただきます。</p>
5	<p>(60)12行目)地下水の水質状況について、周辺地域で測定された…。 ⇒飯南町深野地域が影響を受けるのであって、遠く離れた向粥見地内のどこが周辺と言えるのか。</p>	<p>地域の概況に係る文献調査については、方法書p 3.1-1(47)の冒頭に記載のとおり主な調査範囲を松阪市とし、市への情報公開請求も求め、入手可能な文献その他資料により情報の把握に努めました。結果、対象事業実施区域及びその周囲に当たる範囲では測定結果は得られず、近接する飯南町向粥見地の結果を参考情報として、なお書きで記載しました。</p>
6	<p>(256)4行目) 井戸の調査を実施します。 ⇒深野上郷地区で、井戸水を飲料水として使っている家庭に於いては、全戸の水質検査をしていただきたい。一部の過去の調査や、各地区数戸の抜粋調査では、意味をなさない。</p>	<p>地元の方の了解を得られれば全戸調査を行うことも考えたいと思います。</p>
7	<p>(196)8行目)ブレード最高点123.5m ⇒(18)ページの第2.2-1表 風力発電機の概要中ブレード最高点との整合性は？</p>	<p>方法書では最新鋭機でのデータを使用しており、ご指摘の数値は配慮書当時の検討段階のものであり、配慮書と方法書では若干の変更となっています。</p>

第2-1表(3) 方法書について述べられた意見の概要と事業者の見解

No.	意見の概要	事業者の見解
8	<p>(196)26行目)主要な眺望点及び景観資源への影響 ⇒そこで生活する者にとっては、どの位置からが主要な眺望点なんですよ。 あらゆる地点からのイメージパース図を作成すべきではないでしょうか？作成してください。いかに住宅地・生活圏に接近して迫ってくるかの様子が、一目瞭然で地域の方々に分かっていただけるとと思います。だから作成できないのか？</p>	<p>方法書にて記載したように現地調査及び聞き取り調査により居住地域などにおける住民などが日常的に眺望する景観などを調査し、代表的と考えられる主要な眺望点からの眺望景観の状況についてモニター図を作成し、準備書に記載します。</p>
9	<p>(165)2行目以降)低周波のシミュレーションはどのようにするのか？ 飯南町深野地内で松阪市後山町に設置されたサイレンが聞こえる。谷や山並みによっても異なる反響音をどう考えるか？ 貴社の西側に計画している風力発電との影響を併せて考えるべきではないか？ 個々の事業のものでは意味をなさない。</p>	<p>超低周波音及び騒音のシミュレーションに関しては、方法書にて記載したように国の指針に従った風車建設前の超低周波音及び騒音の計測を実施するとともに、シミュレーションに関しては、距離減衰項のみを考慮した他の減衰を入れない方法とし、環境影響評価にて多く使用されている方法で実施します。 超低周波音及び騒音は、累積的影響として調査、予測及び評価を行い、シミュレーション結果を準備書に記載します。</p>
10	<p>(288)表中)区域の面積約417haは、配慮書の250haの約1.7倍 ⇒メンテナンス道路のルート変更だと推測出来るが、配慮書の段階で検討出来たはず。あまりにもいい加減に少ない数字を計上し、方法書で変更する。というやり方納得いきませんね。</p>	<p>改変面積に関しては、事業の計画熟度の進捗に応じてその都度見直しを行っています。従い、今後も測量や種々の調査、環境影響評価に係る審議会、その他の結果を受け、準備書の段階でも意見を受けて、評価書において最終的な計画をお示しすることになります。</p>
11	<p>配慮書と方法書の数量があまりにも違いすぎます。全く信用できません。 簡単に配慮書から変更して、1年も経たない内に大幅な数量の変更などあり得ない。こういうやり方がまかり通るのであれば、仮に事業展開になったら12機では済まない。 変更変更で、基数の増もあり。そう考えざるを得ません。そういうことですよ？ 松阪市長は、全ての自治会の同意がない限りこの事業はない。とはっきり述べています。 神路山組自治会は、平成27年度の総会で、いかなる会社の風力発電事業に関して関しても全会一致で反対と決定しております。この時点で、松阪市長の言う全ての自治会の同意は得られていないこととなります。 他の市での計画にまで反対するつもりはありません。 どうか、この地域での事業については、撤退いただきたい。 歴史あるこの土地と神々が宿る信仰の山、白猪山から連なる素晴らしい山並みを子や孫、ひ孫の代々まで残したい。 命の危険にさらされたくない。 どうかお願いします。撤退してください。ご英断を！</p>	<p>環境影響評価法に基づく環境影響評価手続きは、平成23年4月の改正に従い、事業計画の早期段階においても配慮書として情報の提供を行い、関係者の意見を求めることとなっています。 事業者は、寄せられた意見等を検討し、必要な環境保全上の措置を反映し、方法書及び準備書の手続きを経てより良い事業計画とし、最終的に評価書としてとりまとめます。この評価書として記載した事業計画に基づき、事業に着手することとされています。評価書手続きを終えた事業計画の変更は、原則認められていません。 本事業に係る環境影響評価手続きにおいては、各段階にて関係するそれぞれの主体の意見を聞きながら環境保全に十分に配慮した事業計画とする所存です。 本事業計画に関して反対意見を表明している地域の皆さまにもご理解を賜りたく、お願いを申し上げます。</p>

第2-1表(4) 方法書について述べられた意見の概要と事業者の見解

No.	意見の概要	事業者の見解
12	<p>秋冷の候、ますますご清栄のこととお慶び申し上げます。</p> <p>みだしのことについて、平成28年9月17日(土)大石地区防災避難訓練終了後、多忙の時、待ち構えた様に「大石町、小片野町、六呂木町の自治会長」に(仮称)松阪飯南ウインドファーム発電所に係る環境影響評価方法書閲覧及び環境影響評価方法書に関する説明会開催、周知のお願い文書とあらましを渡されました。</p> <p>文書には、説明会の日時・場所・内容など、書かれていません。</p>	<p>説明会の開催日時・場所等に関しては、全国規模の官報、地域の中日新聞及び松阪ケーブルTV等メディアへの掲載、県・市並びに弊社のホームページへの記載を行い、広くお知らせをいたしました。</p> <p>上述の媒体に加え事前に松阪市殿に各戸配布の広報誌「広報まつさか」への掲載をご相談したところ、掲載できない旨の回答を受領したため、広報誌でのご案内は断念した経緯がございます。</p> <p>なお、弊社から発出した地元関係自治会へのご案内にいたらぬ点があったとのご指摘については、今後、注意深く適切な対応をさせていただきたく存じます。</p>
13	<p>リニューアブル・ジャパン株式会社の職員がすでに各自治会役員をはじめ地域の主な人物等に巡回し趣旨の徹底をはかり、汗を流して説明会に人を集める努力をしていると思っていました。(形式的な手続きで残念です。)</p>	<p>地元の方々に対する事業計画の具体的な説明及び懸念事項に関する説明は、配慮書でいただきましたご意見を反映した今回の方法書を基に、関係機関との調整も含めて別途の機会に説明を行うことで進めさせていただきたいと考えております。</p> <p>また、環境影響評価に関しては、環境影響評価法に基づき調査を進めさせていただきますが、環境に与える影響についてのご意見を関係行政及び地元の方々から頂戴し、環境影響評価及び事業計画を検討ののち反映させて頂きたいと考えております。</p>
14	<p>説明会終了 後日、9月21日松阪市飯南産業文化センターでは、●●区の●●さんはじめ20人でした、9月23日の松阪市農業屋コミュニティ文化センターでは10人でしたと同会社の職員から報告を受けました。</p> <p>事業に対する自信や意欲はあるのか?と云いたくなります。意見を求める熱意や姿勢等が伝わってこない状況です。</p>	<p>説明会の開催については、前述のとおり、多くの方々にご覧いただける手段を検討の上案内をし、環境影響評価方法書の説明会を開催させていただいております。</p> <p>地元の方々へは、前述のとおり、別途の機会に具体的な事業計画及び弊社の事業に対する考え方のご説明をさせていただき、地元の方々からの懸念事項、更なるご意見を伺わせていただきたいと思いますと考えております。</p>
15	<p>最初の段階の環境配慮書の時、白猪山に風力発電装置建設について、環境影響評価法の規定に基づき、環境の保全の見地から特に、自然破壊、谷川扇状地山崩れ、騒音、振動、低周波音、水質汚染、地形破壊、地質の変化、動物、野鳥、植物、生態系、立木の伐採に伴う影響、保障問題、保証金、景観への影響、産業廃棄物、温室効果ガス、反対など想定される事項の多くの意見が出されています。また松阪市長や県知事の意見書も出されています。</p> <p>今回の「方法書」手続きを経て環境アセスに進むが、方法書には、アセスの項目や調査と予測、評価の手続きなどが具体的に書かれておりません、説明会も1,300人はいる会場に10人とお粗末な状況です。市長や一般からの意見を踏まえ知事が事業者に意見を述べる。前回の最初の段階の環境配慮書の白猪山に風力発電装置建設に、一般市民、市長や知事の意見に対する方法書、具体的に記述がなく、調査や予測の解決方法、具体的な手法が書かれておりません。</p>	<p>配慮書でいただきました経済産業大臣意見(含む環境大臣意見)、三重県知事意見、松阪市長意見及び住民の皆様からの意見に対する事業者の見解は先に公表しました方法書第5章及び第7章に記載したとおりです。</p> <p>環境影響評価の調査、予測及び評価の手法は、配慮書時の計画に対して、経済産業省、環境省、三重県(幹事会及び審査会)及び松阪市(庁内会議、審議会)から頂戴したご指摘及びご意見を踏まえて方法書第6章に記載をしております。</p> <p>現在、経済産業省、三重県(幹事会及び審査会)及び松阪市(審議会)での環境に関する審議を進めさせていただいている最中です。</p>

第 2-1 表(5) 方法書について述べられた意見の概要と事業者の見解

No.	意見の概要	事業者の見解
16	<p>9月21日松阪市飯南産業文化センターの説明会に出た、●●町の●●さんや●●さんに説明会の状況を聞くと同社担当者から方法書の概要を説明。</p> <p>特に低周波について現在のレベルを測り、複数の風車から出る低周波を合成してシミュレーションして出す方法などと話していた。説明会は質問や意見は質問用紙のみの受付で、駆け足の説明、回答に自信がない様であった。</p>	<p>説明会では方法書に記載されている内容の範囲で事業概要及び調査手法を中心に、限られた時間の中で説明させていただきました。網羅的な説明となっていたことから、前述のとおり、地元の方々へは別途の機会に説明をさせていただきたく考えております。</p>
17	<p>自然破壊と大気質について白猪山付近へ風力発電所を新設すると大気質が大きく変化する実態がある。また、山の尾根より下の部分に風力発電所を建設し新たな道路建設、整備等計画することによる土砂崩れの恐れがある。竹上市長が気にしていたことなど配慮せず机上の上での計画や方法書と見受けられる。実態を見て真摯に対応されたい。</p>	<p>環境影響評価は乱開発による自然破壊を防止するため適切な環境保全措置を講じるために実施されるものと思料しております。従いまして、大気質（窒素酸化物、粉じん）も含め、環境影響評価にて調査を行い、自然環境と調和をした開発を進めていきたいと考えております。</p> <p>当該地域は土砂崩れが発生しやすい地域であることは認識しております。風車の設置前後で水理環境が変わらないよう対応をさせていただきたいと考えております。</p> <p>これらのご質問に対する見解は、方法書の第7章7.1.3「一般の意見の概要に対する事業者の見解」に記載をしております。</p>
18	<p>騒音、振動について特に台風などの強風になると騒音や振動が計り知れないほどの状態になる。</p>	<p>騒音及び超低周波音に関しては、現状の暗騒音及び暗低周波音レベルを計測し、設置後は数値シミュレーションにて到達音のレベルを推定し、それらと比較して、ご説明させていただく予定です。</p> <p>一方、振動に関しては風車の振動は風車の基礎部分にて吸収されますので、現況からの大きな変化は発生いたしません。</p> <p>強風時においては、翼は固定された状態で風車は停止します。従いまして、風車特有の騒音（含む超低周波音）の発生は低減されます。また、振動についても関係法令に基づいて設計を行いますので、強風時でも現況からの大きな変化は発生いたしません。</p>
19	<p>前回の■■■■株式会社社長に聞くと風力にむらがあり、損益分岐点に至るまで、年数がかかり、風力発電には向かないと調査で出ているそうだが、数年かけて現地調査をしたのか？・・・</p> <p>方法書によると、国立研究開発法人新エネルギーに基づく風況予測結果による風力資源と言う事で処理している。</p>	<p>風況に関しましては気象庁のデータなどを基にNEDO（国立研究開発法人 新エネルギー・産業技術総合開発機構）が掲載をしている局所風況マップが一般的に利用されています。ここで記載されているデータが確かなことを、今後、風況観測塔を設置し、検証する予定です。</p> <p>また、損益分岐点は、風況、建設費、開発費、融資条件などに左右をされますが、現時点では当該地域では適切な事業性があると判断しています。</p>

第2-1表(6) 方法書について述べられた意見の概要と事業者の見解

No.	意見の概要	事業者の見解
20	<p>低周波音について風力発電設備設置地域で低周波による被害が報告されているが因果関係について詳しく説明がなされておりません。説明会で話のあったシミュレーションして出す方法、このような状況では、新設することは大反対です。この件は反対意見が多いので専門家、環境省、関係機関の証明、承諾を得てください。環境配慮書、以前にも意見が出ていた。</p>	<p>風車からの低周波音につきましては、環境省にて委員会が設置され調査・検討が進められております。</p> <p>その検討結果を基に弊社の騒音及び超低周波音の評価を行いたいと考えており、弊社の調査、予測及び評価の結果は準備書に記載いたします。準備書は経済産業省、環境省、三重県及び松阪市にて審議され、低周波音を含む環境破壊の懸念がある際には、事業者への勧告がなされます。</p> <p>配慮書でのご意見に対する弊社の見解は、方法書の第7章7.1.3「一般の意見の概要に対する事業者の見解」に記載をしております。</p>
21	<p>水質地形について松阪市立大江中学校の校歌にも歌われている様に「白猪山」は大石地区のシンボルです。地形が風車建設施設により大きく変わる事。松阪市飯南町の棚田百選に選ばれている状況が無くなる。松阪市長も心配されている。</p>	<p>これらのご質問も配慮書において同様のご意見を頂いております。</p> <p>弊社の見解は、方法書の第7章7.1.3「一般の意見の概要に対する事業者の見解」に記載をしております。</p>
22	<p>白猪山周辺、尾根の下、部分にコンクリートを大量に使い、風力発電施設が新設されると水質は汚染されます。その実態調査と対応策など方法書や計画書にも記述されていません。</p>	<p>これらのご質問も配慮書において同様のご意見を頂いております。</p> <p>弊社の見解は、方法書の第7章7.1.3「一般の意見の概要に対する事業者の見解」に記載をしております。</p>
23	<p>地質について大石町谷郷は、石垣を積み開墾された土地で、大石と地名が付くほど、小石が多く、崩れやすい地質である。松阪市長も心配していた。風力発電施設を新設すると大規模な山崩れが起こる危険性があり、そこに住んでいる人たちは、心配して反対を意見表明している。尾根より向こう側に新しい道路と風力発電建設を計画されたい。</p>	<p>「尾根より向こう側」とご意見をいただきました地域は国有林保安林地域となっております。</p> <p>国有林保安林への風車建設に関しては、林野庁、近畿中国森林管理局、三重県森林管理署との協議及び了解が必要となります。</p>
24	<p>特に、中部電力の鉄塔の建設の時、「崩れる心配はない」と言明されて実行した結果、鉄塔の下部分が崩れ、いまだに何の保証もないそうです。大雨や集中豪雨が近年多く、安心できない地区民をはじめ、その土地の持ち主は風力発電の諸調査にも全て反対である。</p>	<p>風力発電事業に係る諸調査が原因となって災害が発生する影響はないと思料しております。これら調査においても、地元の方々に調査内容についてご説明し、ご理解を得ていただきたいと考えております。</p>
25	<p>植物・動物について植物では、ラン類、風蘭やムカゲ蘭が生息しており開発されると皆無になり、生息しても乱獲の恐れがある。また、動物、猪や鹿、サルが民家近くまで下りてきて被害が多く出る恐れがある。現状でも多く被害が出ている実態。立木の皮など被害が増大、保障問題が浮上する。</p>	<p>植物・動物についての影響は、環境影響評価にて調査、予測及び評価を行い、その結果を準備書に記載いたします。</p> <p>準備書は経済産業省、環境省、三重県及び松阪市にて審議され、環境破壊の懸念がある際には、事業者への勧告がなされます。また、準備書は、一般への非公開が原則ですので、希少植物の乱獲への懸念はないと考えております。</p> <p>動物(猪や鹿、サル)への対応は、実態も含め専門家と協議を行い、必要な対応があれば検討したいと考えております。</p>

第2-1表(7) 方法書について述べられた意見の概要と事業者の見解

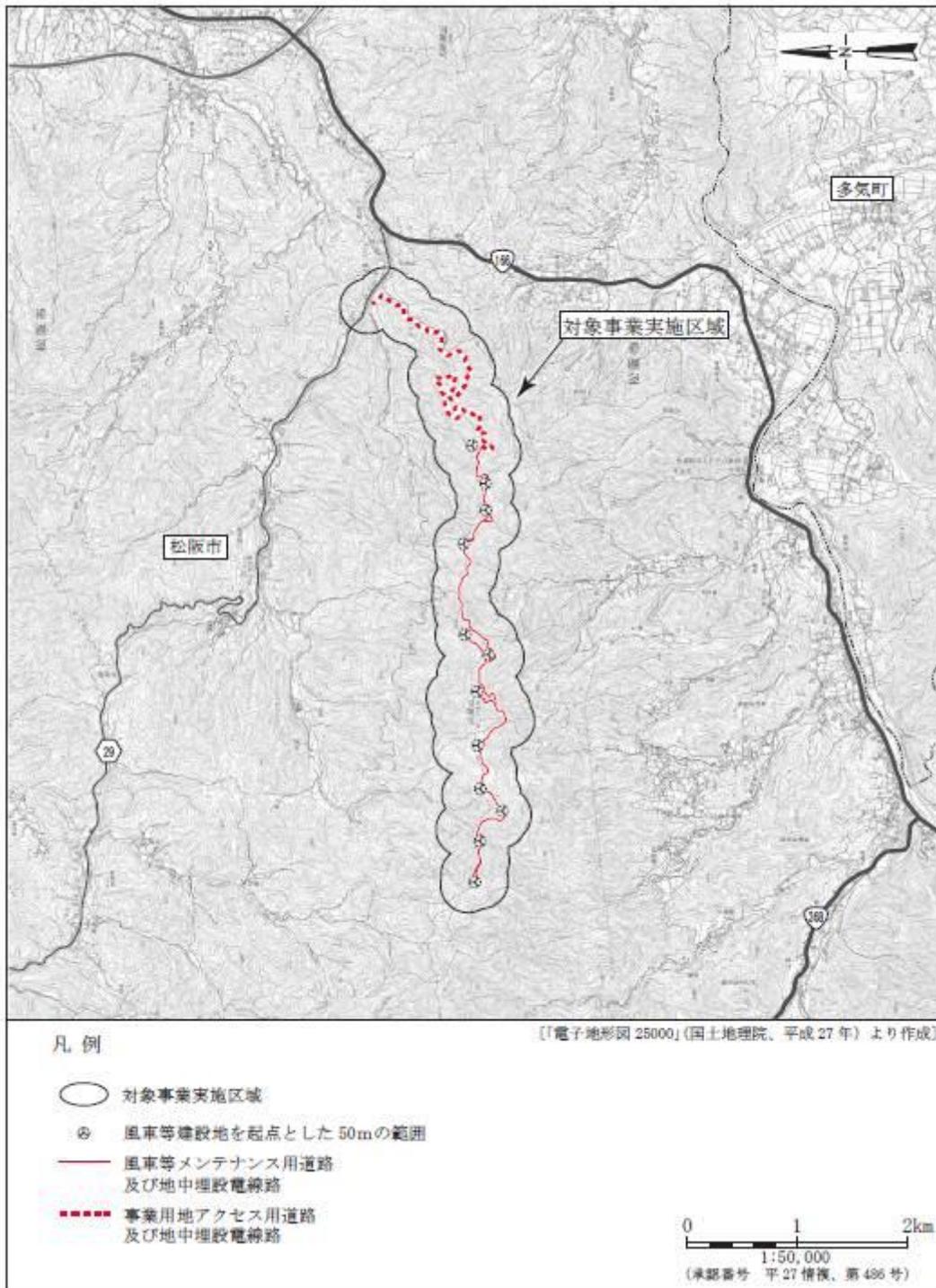
No.	意見の概要	事業者の見解
26	<p>その他住民等から出されている意見について景観・生態系・観光地・登山者の希望が失われ、自然破壊につながります。白猪山付近は、聖地で無くなる。生態系はくずれ、天然記念物のヤマネや野鳥の群れがいなくなり、害虫が多く発生する。方法書には記述されていない。</p> <p>自然破壊により登山者は元の美しい山並みはなくなるので反対である。</p>	<p>これらのご質問も配慮書において同様のご意見を頂いております。</p> <p>弊社の見解は、方法書の第7章7.1.3「一般の意見の概要に対する事業者の見解」に記載しております。</p>
27	<p>責任の所在が曖昧、既存の法律では認可者、事業者とも責任の所在が不透明であり、当該設備施工による大規模災害誘発時に責任ある対応ができない。</p> <p>施工時の掘り起こしやコンクリート施工、地下水の悪影響・汚染請負業者の無責任さと親会社の責任の曖昧さ等。具体的対応説明はない。</p> <p>破損時部品の飛び散る事故の対処等現地の泣き寝入りが多い。</p>	<p>これらのご質問も配慮書において同様のご意見を頂いております。</p> <p>弊社の見解は、方法書の第7章7.1.3「一般の意見の概要に対する事業者の見解」に記載しております。</p> <p>事業者及び工事業者として責任を持った対応をする所存です。</p>
28	<p>工事中の事故や日光によるキラキラ反射、壊れたときの後始末がなされていない等色々な観点から環境への配慮を考え、風力発電所装置を建設する事における功罪を明らかにして住民の人達の立場に立って真摯に対応されたい。</p>	<p>工事中及び供用中の事故に関しましては、まずは事故が発生しないようにいたします。</p> <p>また、万が一事故が発生した場合には責任を持って対応する所存です。</p> <p>反射に関しては、景観条例に沿って色を基に、反射が少ない塗料を選択することといたします。</p>
29	<p>白猪山に風力発電装置設置について、■■■■株式会社社長に聞くと風力にむらがあり、損益分岐点に至るまで、年数がかかり、風力発電には向かないと調査で出ている、数年かけて現地調査をした結果、選定されているのか疑問である。</p>	<p>前述のとおり、当該地域では適切な事業性があるものと判断しています。</p>
30	<p>白猪山に風力発電装置建設に伴い、山に放置された間伐材など新設道路を通じて運び出す手段と事業用地の選定経緯に書かれていますが、当該地域では山に放置された間伐材はなく、近年間伐作業も行っていない状況。</p>	<p>方法書にて記載しました間伐材という文言を林地残材に変更させていただきます。</p> <p>林地残材の搬出のみならず、道路ができることで地域林業従事者の皆さまにご利用していただくことを考えております。</p>

第2-1表(8) 方法書について述べられた意見の概要と事業者の見解

No.	意見の概要	事業者の見解
31	<p>白猪山に風力発電装置建設については、先に他社が計画した事業(1)(2)と紹介されているがリニューアル・ジャパン株式会社はどうか?環境省と経済産業省、地域住民との協議、相互の理解と信頼関係など諸課題にまじめに取り組んで頂きたい。今の状況では、その熱意が伝わってこない。</p>	<p>弊社の事業は他社及びそれらの事業とは関係はありません。ただし、弊社事業計画において、情報公開などの制度を利用し、他社の事業計画や環境影響評価の結果を参考にしております。</p> <p>関係行政とは、法に従い手続きを進めています。また、松阪市について、市の担当課殿より、市は中立機関であり、住民と事業者の間にも入らないとの連絡を受けており、地元の方々へのご連絡は弊社からさせていただくよう依頼を受けております。</p> <p>地域の方々との相互理解に関しましては、先に記載しましたように、方法書にて計画の概要が具体的になってきましたので、今後、別途の機会に具体的な説明を進めさせていただきたいと考えております。</p>
32	<p>工事施工時の掘り起こしやコンクリート施工、地下水の悪影響・汚染請負業者の無責任さと親会社の責任の曖昧さ等、防災対策及び水質維持対策など具体的対応説明はない。何時、どこで、どのように地域住民と協議、相互理解を図るのか?考えられない。</p>	<p>これらのご質問も配慮書において同様のご意見をいただいております。</p> <p>弊社の見解は、方法書の第7章7.1.3「一般の意見の概要に対する事業者の見解」に記載しております</p> <p>また、具体的なお説明に関しては、前述のとおり、今後に進めさせていただきたいと考えております。</p>
33	<p>白猪山に風力発電装置建設に伴う対象事業で、想定される発電所の出力は、最大25,200kW(最大2,100kW×12基)聞くとところによるとともこの出力は無いと専門家は話し。想定、最大に見てである。設備利用率にもよる。</p>	<p>ご指摘のとおり、25,200kWは本事業における最大出力をお示ししたものです。設備利用率は30%と想定しております(方法書第2章2.2.3「特定対象事業により設置されることとなる発電所の出力」に記載しています)。</p> <p>現時点で想定する設備利用率において、当該地域では適切な事業性があると判断しています。</p>
34	<p>対象事業が実施される位置(区域)については土地の所有者の多くは松阪市で一部民有地が含まれますが、白猪山に風力発電装置建設が尾根より大石町、飯南町深野、小片野町、六呂木町等側に建設予定計画と新設道路が開発される状況です。住民と話し合いが、なされていない状況を露呈している。</p>	<p>前述のとおり、今後行っていきたいと考えております。</p>
35	<p>第1図の状況【添付】を再検討されたい。(白猪山(819m)危険・尾根より下に計画)</p>	<p>本事業での風車及びメンテナンス道路の配置は、尾根筋を基本としています。詳細な地形図で検討した後、地形によっては斜面への計画となってしまうこともあると考えております。今後、測量や現地調査にて、風車及びメンテナンス道路の位置、改変エリア及び工事方法、法面保護、排水計画などの詳細検討を実施し、配置についても、これらの情報を基に検討を進め、災害が発生しない計画の下、安全な事業計画を進めていきたいと考えています。</p> <p>その際、現地の状況などについて地元よりアドバイスをいただくことを考えております。</p>

【添付】

第1図(2) 対象事業実施区域の位置及び周囲の状況



○官報による公告

49 平成28年9月12日 月曜日 官 報 (号外第201号)

無縁墳墓等改葬公告

墓地整理のために無縁墳墓等について改葬することとなり、墓地使用者等、死亡者の縁故者及び無縁墳墓等に関する権利を有する方は、本公告掲載の翌日から一年以内にお申し出下さい。

なお、期日までにお申し出のない場合は、無縁墳墓等として改葬することになりますので、ご承知下さい。

- 平成二十八年九月十二日
一 墳墓等所在地 埼玉県越谷市大間野町四丁目二五七
一 墳墓等の名称 越谷霊廟
一 死亡者の本籍及び氏名 本籍不詳 石田勝次、本籍東京都足立区大谷田三丁目二川村宣治

- 一 改葬を行うとする者 福岡県筑紫郡那珂川町大字西畑萩ノ原四二九番一 宗教法人大乗寺 代表役員 金子三知人
一 連絡先 越谷霊廟管理事務所 ○四八一九八 五一九三三

(仮称) 松阪飯南ウィンドファーム発電所に係る環境影響評価方法書の公告
環境影響評価法(平成九年法律第八十一号)第五条第一項に基づき、環境影響評価方法書(以下「方法書」という。)を作成しましたので、同法第七条及び第七条の二第二項に基づき、次のとおり公告いたします。

一 事業者の名称及び主たる事務所の所在地
名称 合同会社松阪飯南ウィンドファーム
代表社員 リニューアブル・ジャパン株式会社

二 所在地 東京都港区虎ノ門一―二―八 リニューアブル・ジャパン株式会社内
対象事業の名称、種類及び規模
名称 (仮称) 松阪飯南ウィンドファーム発電所
種類 風力(陸上)

三 規模 最大出力二万五千二百キロワット
対象事業実施区域
三 重県松阪市大石町字白猪三三三四、他 飯南町深野、辻原町、小片野町及び飯内町の一部区域

四 対象事業に係る環境影響を受ける範囲であると認められる地域の範囲
三 重県松阪市

五 縦覧・公表
① 縦覧・閲覧場所及び時間
場所 三 重県環境生活部 地球温暖化対策課
三 重県情報公開・個人情報総務課
三 重県立図書館
三 重県松阪地域防災総合事務所
松阪市役所 総務部 総務課文書・情報公開係
松阪市大河内地区市民センター

家畜商営業保証金取戻し公告

家畜商法第十条の七及び家畜商営業保証金規則第八条の規定により、左記の者はそれぞれ当該記載により営業保証金の取戻しをしようとするので公告します。

当該営業保証金について家畜商法第十条の四第一項の権利を有する方は、本公告掲載の翌日から六箇月以内にその債権の額及び債権発生の原因たる事実並びに住所及び氏名又は名称を記載した申出書二通を東京都知事に提出して下さい。前記申出書の提出がないときは、当該営業保証金は取戻されません。
平成二十八年九月十二日
東京都江東区豊洲三丁目二番二〇号
マルハニチロ株式会社
(旧商号 大洋漁業株式会社)
代表取締役社長 伊藤 滋

営業保証金額 金八万円
(仮称) 松阪飯南ウィンドファーム発電所に係る環境影響評価方法書の公告
環境影響評価法(平成九年法律第八十一号)第五条第一項に基づき、環境影響評価方法書(以下「方法書」という。)を作成しましたので、同法第七条及び第七条の二第二項に基づき、次のとおり公告いたします。

一 事業者の名称及び主たる事務所の所在地
名称 合同会社松阪飯南ウィンドファーム
代表社員 リニューアブル・ジャパン株式会社

二 所在地 東京都港区虎ノ門一―二―八 リニューアブル・ジャパン株式会社内
対象事業の名称、種類及び規模
名称 (仮称) 松阪飯南ウィンドファーム発電所
種類 風力(陸上)

三 規模 最大出力二万五千二百キロワット
対象事業実施区域
三 重県松阪市大石町字白猪三三三四、他 飯南町深野、辻原町、小片野町及び飯内町の一部区域

四 対象事業に係る環境影響を受ける範囲であると認められる地域の範囲
三 重県松阪市

五 縦覧・公表
① 縦覧・閲覧場所及び時間
場所 三 重県環境生活部 地球温暖化対策課
三 重県情報公開・個人情報総務課
三 重県立図書館
三 重県松阪地域防災総合事務所
松阪市役所 総務部 総務課文書・情報公開係
松阪市大河内地区市民センター

松阪市大石地区市民センター
松阪市宇気郷地区市民センター
松阪市飯南地域振興局 地域住民課
松阪市飯南地域振興局 柿野出張所
松阪市嬉野地域振興局 地域住民課
松阪市嬉野地域振興局 宇気郷出張所
時間 土曜日、日曜日、休日、閉庁日、県立図書館は図書館休館日を除く
午前九時から正午、午後一時から午後五時まで(県立図書館は開館時間に準ずる)
縦覧・閲覧期間
平成二十八年九月十二日(月) から平成二十八年十月十一日(火) まで
リニューアブル・ジャパン株式会社 ホームページにおいても平成二十八年九月十二日(月) から平成二十八年十月二十五日(火) まで方法書をご覧いただけます。
(URL) http://www.rn-j.com/nivp/
④ 意見書(※)の提出
方法書について環境の保全の見地からご意見をお持ちの方は、右記リニューアブル・ジャパン株式会社のホームページから意見書用紙をダウンロードして頂き、ご記入の上、郵送により⑥に示す期限に到着するよう⑦に示す提出先までお寄せください。
⑤ 意見書の記載事項
イ、意見書の提出対象である方法書の名称
ロ、氏名及び住所(法人その他団体にあたっては、その名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地)
ハ、方法書に対する環境保全の見地からのご意見(ご意見は、日本語により理由を含めて記載してください)
⑥ 意見書の提出期限
平成二十八年十月二十五日(火) 当日消印有効
⑦ 意見書の提出先及びお問い合わせ先
リニューアブル・ジャパン株式会社 松阪事務所
〒五二一〇〇〇三 三 重県松阪市朝日町一区七―一 中川ビル二階
リニューアブル・ジャパン株式会社 松阪事務所
説明会の開催を予定する場所及び日時
場所 松阪市飯南産業文化センター(松阪市飯南町横野八四八番地)
日時 九月二十一日(水) 一九時半より
場所 松阪市農業屋コミュニティ文化センター(松阪市川井町六九〇番地)
日時 九月二十三日(金) 一九時半より
(お問い合わせ先)
リニューアブル・ジャパン株式会社 松阪事務所
電話(代表)〇五九八七―〇二五(土日祝を除く午前九時から午後五時まで)
※意見書に記載される個人情報、本件についてのみ使用し、それ以外の目的には一切使用いたしません。
平成二十八年九月十二日
東京都港区虎ノ門一―二―八 リニューアブル・ジャパン株式会社内
代表社員 合同会社松阪飯南ウィンドファーム
リニューアブル・ジャパン株式会社
職務執行者 眞邊 勝仁

○インターネットによるお知らせ
(三重県のウェブサイト)

The screenshot shows the official website of Mie Prefecture. At the top, there are navigation options for 'Foreign Languages' and 'Text Size Change'. The main header includes the Mie Prefecture logo and a search bar. Below the header is a green navigation bar with categories like 'Living Environment', 'Disaster Prevention', 'Health', 'Sports', 'Tourism', and 'Government Information'. The main content area features a breadcrumb trail: 'Home > Living Environment > Environment Overview > Environment Assessment & Public Suspension'. A sidebar on the left lists 'Environment Overview' with sub-items like 'Environment Overview', 'Environment Assessment & Public Suspension', and 'Environment Protection Activities'. The main content area has a title 'Environment Assessment & Public Suspension' and a 'Update Information' section with a list of recent news items, including dates and titles related to environmental impact assessments and public suspensions. At the bottom, there is a 'Contact Us' section for the 'Environment Department, Global Warming Countermeasures Section' with contact details like phone numbers and email address.

現在位置: トップページ > 暮らし・環境 > 環境全般 > 環境アセスメント・公害関係 > 環境影響評価 > 手続き中の事業 >

(仮称)松阪飯南ウインドファーム発電所に係る環境影響評価方法書をご覧ください。

担当所属: 県庁の組織一覧 > 環境生活部 > 地球温暖化対策課 > 環境評価・活動班

環境影響評価

- 手続き中の事業
- 事後調査報告書
- 実施事業の一覧
- 公共事業の環境配慮

いいね! シェア ツイート G+ LINEで送る

印刷する

(仮称)松阪飯南ウインドファーム発電所に係る環境影響評価方法書をご覧ください。

(仮称)松阪飯南ウインドファーム発電所に係る環境影響評価方法書は、事業者により次の場所及び期間で縦覧が行われ、意見の募集が行われています。

縦覧場所

- 松阪市役所 総務部 総務課文書・情報公開係
- 松阪市大河内地区市民センター
- 松阪市大石地区市民センター
- 松阪市宇気郷地区市民センター
- 松阪市飯南地域振興局 地域住民課
- 松阪市飯南地域振興局 柿野出張所
- 松阪市嬉野地域振興局 地域住民課
- 松阪市嬉野地域振興局 宇気郷出張所

※事業者のホームページでも公開されています。
ホームページアドレス http://www.m-j.com/miwfpj

縦覧期間

平成28年9月12日(月曜日)から平成28年10月11日(火曜日)まで(土曜日、日曜日、休日、閉庁日を除きます。)
なお、ホームページでは平成28年9月12日(月曜日)から平成28年10月25日(火曜日)まで公開されています。

事業者への意見の提出方法

事業者への郵送のみ
平成28年10月25日(火曜日)締切 当日消印有効
(提出先)
〒515-0003 三重県松阪市朝日町一区7-1 中川ビル2階
リニューアブル・ジャパン株式会社 松阪事務所

また、方法書は次のところでも閲覧が可能です。

閲覧場所

- 環境生活部地球温暖化対策課(三重県庁8階)
- 情報公開・個人情報総合窓口(三重県柴町庁舎1階)
- 三重県立図書館
- 松阪地域防災総合事務所(三重県松阪庁舎3階)

閲覧期間

平成28年9月12日(月曜日)から平成28年10月11日(火曜日)まで
(土曜日、日曜日、祝日、県立図書館は図書館休館日を除きます。)
午前9時から正午、午後1時から午後5時まで
(県立図書館は開館時間)

本ページに関する問い合わせ先

三重県 環境生活部 地球温暖化対策課 環境評価・活動班

〒514-8570 津市広明町13番地
電話番号: 059-224-2366 ファクス番号: 059-229-1016 メールアドレス: earth@pref.mie.jp

○インターネットによるお知らせ
(松阪市のウェブサイト)

The screenshot shows the top navigation bar of the Matsusaka City website. It includes the city logo, a mascot character, language selection options (English, 中文, Português, Filipino), font size settings (標準, 大, 最大), a search bar with 'Google' custom search, and buttons for 'サイトマップ' and '音声読み上げ'. Below the navigation bar are four main menu items: '市民の方へ', '観光客の方へ', '事業者の方へ', and 'よくある質問'. The breadcrumb trail reads 'トップページ > 暮らしのガイド > 環境・ごみ > お知らせ'. The main content area is titled 'お知らせ' and features a list of 11 notices, each with a date and a '登録' (Registered) label. A '新着' (New) label is present next to the first notice. On the left side, there are two vertical menus: '松阪市へのお問い合わせ' with links to '各課一覧ページへ' and '施設情報', and 'こんなときは' with a list of life events such as pregnancy, childbirth, childcare, school enrollment, employment, retirement, marriage, divorce, moving, illness, elderly citizens, and funerals. At the bottom left, there is a '環境・ごみ' (Environment & Waste) menu.

松阪市
Matsusaka City

English | 中文 | Português | Filipino |

文字サイズ 標準 大 最大

Google® カスタム検索

サイトマップ 音声読み上げ

市民の方へ 観光客の方へ 事業者の方へ よくある質問

トップページ > 暮らしのガイド > 環境・ごみ > お知らせ

松阪市へのお問い合わせ

- 各課一覧ページへ
- 施設情報

こんなときは

- > 妊娠・出産
- > 子育て・入園・入学
- > 就職・退職
- > 結婚・離婚
- > 引越し
- > 障がい者
- > 高齢者
- > おくやみ

環境・ごみ

お知らせ

- 風力発電所〔(仮称)松阪飯南ウインドファーム発電所に係る環境影響評価方法書公表及び説明会のご案内〕について [2016年9月12日 登録] **新着**
- 第3回松阪動物愛護フェスティバルを開催します！ [2016年9月5日 登録]
第3回松阪動物愛護フェスティバルを開催します！
- 「緑のカーテンコンテスト」を開催します！ [2016年8月31日 更新]
- 緑のカーテン～ゴーヤ・アサガオ成長日記～(平成28年度) [2016年8月23日 登録]
- 夏休み親子環境学習会を開催しました！ [2016年8月23日 登録]
- 平成28年度ごみ収集カレンダー [2016年8月15日 登録]
- 平成28年度「松阪まちなか避暑地キャンペーン」を実施します。 [2016年7月6日 登録]
- ゼアカゴケガモに注意しましょう！ [2016年6月16日 更新]
- 平成28年度「松阪まちなか避暑地キャンペーン」参加協力のお願い [2016年6月1日 更新]
- 「緑のカーテン育て方講座」を開催しました！ [2016年5月6日 更新]
- 松阪市3Rサポーターの募集について [2016年4月20日 登録]

風力発電所「(仮称)松阪飯南ウインドファーム発電所」に係る環境影響評価方法書公表及び説明会のご案内について

お問い合わせ先電話番号:0598-53-4067
公開日:2016年9月12日

合同会社松阪飯南ウインドファームが風力発電所「(仮称)松阪飯南ウインドファーム発電所」の建設計画に係る環境影響評価法に基づく環境影響評価方法書を作成しました。

環境影響評価方法書の縦覧及び意見募集、説明会が以下の日程で開催されます。縦覧、意見書の提出方法、説明会の詳細等は、リニューアブル・ジャパン株式会社のホームページ(<http://www.rn-i.com/miwfpi>)でご確認ください。

縦覧場所及び時間

場所

松阪市役所 総務部 総務課文書・情報公開係
松阪市大河内地区市民センター
松阪市大石地区市民センター
松阪市宇気郷地区市民センター
松阪市飯南地域振興局 地域住民課
松阪市飯南地域振興局 林野出張所
松阪市嬉野地域振興局 地域住民課
松阪市嬉野地域振興課 宇気郷出張所

環境影響評価方法書は、リニューアブル・ジャパン株式会社のホームページ(<http://www.rn-i.com/miwfpi>)でもご覧いただけます。

時間

午前9時から正午と午後1時から午後5時まで(土曜日と日曜日、祝日を除く)

縦覧期間

平成28年9月12日月曜日から平成28年10月11日火曜日まで

意見書の提出期限

平成28年10月25日火曜日 当日消印有効

意見書の提出方法

リニューアブル・ジャパン株式会社のホームページ(<http://www.rn-i.com/miwfpi>)から意見書の用紙をダウンロードして頂き、ご記入の上、下記の提出先まで郵送してください。

意見書の提出先

リニューアブル・ジャパン株式会社 松阪事務所
〒515-0004 松阪市朝日町一丁目7-1 中川ビル二階

説明会の開催を予定する場所及び日時

場所 松阪市飯南産業文化センター(松阪市飯南町榎野848番地)
日時 平成28年9月21日水曜日 午後7時半より

場所 松阪市農業屋コミュニティ文化センター(松阪市川井町690番地)
日時 平成28年9月23日金曜日 午後7時半より

お問い合わせ先

リニューアブル・ジャパン株式会社 松阪事務所
電話(代表) 0598-67-0205(土曜日と日曜日、祝日を除く、午前9時から午後5時まで)

環境影響評価方法書とは

環境影響評価法に基づく環境アセスメント手続きで作成される書類の一つで、事業者がどのような項目について、どのような方法で調査を実施していくのかという計画を示したものです。

このページに関するお問合せ

環境生活部 環境・エネルギー政策推進課
電話:0598-53-4067 Fax:0598-26-4322

お問合せフォーム

○インターネットによるお知らせ

(別紙 2-3)

(リニューアブル・ジャパン株式会社のウェブサイト)

Japanese | English



会社概要 / 採用情報 / お問い合わせ / 企業ポリシー

ビジョン	私たちの仕事	プロジェクト事例	メンバー紹介	FAQ
------	--------	----------	--------	-----

仮称) 松阪飯南ウインドファーム発電所に係る環境影響評価方法書公表及び説明会のご案内

平成28年9月12日

合同会社松阪飯南ウインドファーム

合同会社松阪飯南ウインドファームは、環境影響評価法に基づき、「(仮称)松阪飯南ウインドファーム発電所に係る環境影響評価方法書」(以下、「方法書」)を平成28年9月12日付で経済産業大臣に届け出るとともに、三重県知事、松阪市長へ送付いたしましたのでお知らせいたします。また、方法書について、下記のとおり縦覧(閲覧)を行います。

【環境影響評価方法書の縦覧(閲覧)について】

■縦覧(閲覧)期間

平成28年9月12日(月)～平成28年10月11日(火)

※電子縦覧は平成28年10月25日(火)まで

■縦覧(閲覧)場所・時間

縦覧・閲覧場所	縦覧・閲覧可能時間
三重県庁環境生活部地球温暖化対策課	土曜日・日曜日・休日・閉庁日 (県立図書館は図書館休館日)を除く (午前)9:00～12:00 (午後)13:00～17:00 (県立図書館は開館時間に準ずる)
三重県情報公開・個人情報総合窓口	
三重県立図書館	
三重県松阪地域防災総合事務所環境室	
松阪市役所総務部総務課文書・情報公開係	
松阪市大河内地区市民センター	
松阪市大石地区市民センター	
松阪市宇気郷地区市民センター	
松阪市飯南地域振興局地域住民課	
松阪市飯南地域振興局柿野出張所	
松阪市嬉野地域振興局地域住民課	
松阪市嬉野地域振興局宇気郷出張所	

■電子縦覧

【方法書】

・方法書

【要約書】

・要約書

【環境影響評価方法書の説明会について】

説明会開催のご案内

開催日	開催時間	会場	
9/21(水)	19:30~21:00	松阪市飯南産業文化センター	松阪市飯南町横野848番地
9/23(金)	19:30~21:00	松阪市農業屋コミュニティ文化センター	松阪市川井町690番地

【意見書の提出について】

方法書について環境保全の見地からのご意見をお持ちの方は、当社宛に書面にて意見書をお寄せください。

■意見書の記載事項

- ・氏名及び住所(法人その他の団体にあっては、その名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地)
- ・意見書提出の対象である方法書の名称
- ・方法書についての環境の保全の見地からの意見(日本語により、意見の理由を含めて記載してください。)

【意見書】

- ・意見書 

■意見書の提出期限

平成28年10月25日(火) (当日消印有効)

■意見書の提出先及び問い合わせ先

以下の宛先まで提出期限内にご郵送ください。

〒515-0003
三重県松阪市朝日町一区7-1 中川ビル2階
リニューアブル・ジャパン株式会社 松阪事務所
TEL 0598-67-0205 (土日祝を除く午前9時から午後5時まで)

※この環境影響評価方法書の縦覧は環境影響評価法に従い、当社の子会社である合同会社松阪飯南ウィンドファームの委託を受け、当社が当社のホームページ上で行ってまいります。

第二種金融商品取引業者、投資助言・代理業者 関東財務局長(金商)第2667号
特定建設業 東京都知事(特-25)第140816号
宅地建物取引業者 東京都知事(1)第96870号

加入協会：一般社団法人日本投資顧問業協会 太陽光発電協会 一般社団法人 第二種金融商品取引業協会

©Renewable Japan Co.,Ltd. All Rights Reserved.

○日刊紙による説明会開催のお知らせ

環境影響評価方法書の住民説明会開催のお知らせ

合同会社松阪飯南ウインドファームが計画する「(仮称)松阪飯南ウインドファーム発電所」の環境影響評価方法書に関する住民説明会を左記の通り開催いたしますのでお知らせいたします。

■事業者の名称 合同会社 松阪飯南ウインドファーム
代表社員 リニューアブル・ジャパン株式会社
職務執行者 眞邊勝仁

所在地 東京都港区虎ノ門一―二―八
リニューアブル・ジャパン株式会社内

■対象事業(仮称) 松阪飯南ウインドファーム発電所

■対象事業実施区域 三重県松阪市大石町字白猪三三八四、他飯南町深野、辻原町、小片野町及び飯内町の一部区域

■住民説明会の開催を予定する場所及び日時
松阪市飯南産業文化センター(松阪市飯南町横野八四八番地)
平成二十八年九月二十一日(水)午後七時半～午後九時
松阪市農業歴コミュニティ文化センター
(松阪市川井町六九〇番地)
平成二十八年九月二十三日(金)午後七時半～午後九時

(お問い合わせ先)
リニューアブル・ジャパン株式会社 松阪事務所
電話(代表)〇五九八一六七一〇二〇五
(土日祝を除く午前九時から午後五時まで)

